

第157回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第7号

平成29年6月5日かすみがうら市農業委員会告示第7号をもって、平成29年6月12日(月)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第157回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

平成29年6月12日(月) 午後2時00分開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 海東 功	2番 飯田 敬市	3番 齋藤 幸雄	4番 久松 弘叔
5番 井坂 孝雄	6番 欠番	7番 貝塚 光章	8番 宮本 教夫
9番 栗山 千勝	10番 塚本 勝男	11番 中山 峰雄	12番 山口 正男
13番 小松崎 誠	14番 鈴木 良道	15番 市川 敏光	16番 関川 忠雄
17番 安田 秀徳	18番 磯部 潤一	19番 小松崎 正衛	20番 外塚 孝雄

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

事務局長 高田 忠 局長補佐 山本 好徳(書記) 主幹 鈴木 幸介

6. 議事録署名委員

17番 安田 秀徳 19番 小松崎 正衛

7. 議事日程

諸般の報告について

議事録署名委員について

日程の決定について

報告案件について

報告第21号 買受適格証明願に係る農地法第3条の許可書の交付について

報告第22号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について

報告第23号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第24号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

報告第26号 制限除外の農地移動届の受理について

報告第27号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地の買受適格証明願について

議案審議について

議案第41号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第43号 現況証明願の交付決定について

議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)

議案第46号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について

議案第47号 農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに活動計画の決定について

その他

8. 閉会

午後3時38分閉会

事務局長	<p>只今から平成29年度第157回総会を開会いたします。 只今の出席委員は19名で、会議規則第6条の定足数に達しております。 よって総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、外塚会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>会長あいさつ 傍聴人の方に申しあげます。受付にありました傍聴人心得をお守りいただきまして、傍聴される様よろしくをお願いいたします。 はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>(諸般の報告朗読)</p>
議長	<p>次に、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第12条第2項の規定により、17番 安田 秀徳委員、19番 小松崎 正衛委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の本山局長補佐を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から午後5時00分までといたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議ございませんので、只今から午後5時00分までといたします。</p>
議長	<p>次に、報告第21号、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号、第27号の報告案件ですが、委員の皆様、既に議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして早速質疑に入ります。 報告案件について、ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。 「議案第41号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」 上程いたします。 なお、番号3番については、議事参与の制限がございますので、農業委員会等に関する法律第31条及びかすみがうら市農業委員会会議規則第9条の規程により、先に審議します。 4番 久松 弘叔委員の退席をお願いします。</p> <p>(4番 久松 弘叔委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、番号3番について、事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p>
議長	<p>議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方説明をお願いいたします。</p>
5番 井坂委員	<p>6月2日、午前9時から霞ヶ浦庁舎において、私井坂と齋藤委員と貝塚委員で、書類審査後、現地調査を実施してまいりました。 番号3番の件ですが、学校の約1kmくらい南にありまして、工業の右側にある畑でございます。の十字路から入ったところの通り沿いです。 畑は2筆ありまして、現況はきれいに管理されておりました。</p>

	<p>申請人は経営規模拡大のため今回申請に至ったということです。作物は粟を計画しています。以上許可相当と見てまいりました。更なる皆様のご審議の程、よろしく願います。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより審議に入ります。番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>4番 久松 弘叔委員の入室をお願いします。</p> <p>(4番 久松 弘叔委員 入室)</p>
議 長	<p>続いて、番号1番から一括で、事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。事前調査員の方説明をお願いいたします。</p>
5番 井坂委員	<p>それではご報告いたします。</p> <p>番号1番は、 の の約750mくらい西に位置する の畑です。現況はきれいに管理され、ネギが植えられていました。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。作付作物は露地野菜を計画しているとのことです。</p> <p>番号2番は、 の船溜まりのすぐ西に位置するハス田で2筆になります。現況はきれいで、レンコンを植えている途中でした。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。作付作物はレンコンです。</p> <p>番号4番は、 の 屋の約500mくらい東に位置するハス田2筆と、 の 公民館の約250m西に位置するハス田3筆、 の約400mくらい西側に位置する畑1筆で、畑はだいぶ荒れていました。ハス田は申請人の耕作地脇ということでした。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。作付作物はレンコンと野菜を計画しています。</p> <p>番号5番は、 の水田2筆で、 の 霊園の約100m南に位置します。現況はきれいに管理されてきました。申請人は近くで耕作をしております、農作業の効率化のため、今回の申請に至りました。作付作物は、水稻を計画しているということです。</p> <p>番号6番は、 の 団地の南側、県道に隣接する畑で、現況はきれいに管理されてきました。一部銀杏が植えられておまして、申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。作付作物は、野菜を計画しています。</p> <p>番号7番は、 校の約400m北東に位置するハス田です。現況はきれいに管理されてきました。譲渡人が高齢で耕作困難なため、今回の申請に至りました。作付作物は、野菜を計画しています。</p> <p>番号8番は、 川沿いのハス田で、 倉庫の約200m東に位置します。現況はきれいに管理されてきました。作付作物は、レンコンを計画しています。</p> <p>番号9番は、 の畑で、 ライスセンターから北側約300m周辺に位置する4筆と、 道を跨ぐ 橋付近の側道沿いに位置する畑3筆の合計7筆となり、</p>

	<p>現況は一部雑草が出ている農地がありましたが、すぐ戻せる状態でした。譲渡人は農地を相続したが耕作できないため、今回の申請に至りました。作付作物は、栗、野菜を計画しているということです。許可相当と見てまいりましたが、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>続いて番号2番について、お願いいたします。ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号8番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号8番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号8番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号9番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号9番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第41号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に「議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程します。事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査委員の方、説明をお願いします。
3番 齋藤委員	6月2日、午前9時から霞ヶ浦庁舎において、私と井坂委員と貝塚委員で、書類審査後、現地を見てまいりました。説明させていただきます。図面番号1番をご覧ください。番号1番は、 の センターから約200m北西に位置する畑です。こちらは、第2種農地と判断しました。現況は桑畑に雑草が繁茂しておりました。申請人は、太陽光発電事業を計画しています。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。続きまして、図面番号2番をご覧ください。番号2番は、 の畑で、 地区の センターの約400m北に位置します。こちらは、第2種農地と判断しました。現況はきれいに管理されており、申請者は太陽光発電施設を計画しています。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。続きまして、図面番号3番をご覧ください。番号3番は、 グランドの約200m東に位置する畑です。こちらは、第2種農地と判断しました。申請者は、農業用倉庫の建設を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。以上、委員の皆様のご更なる審議の程、よろしくお願いたします。

議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	続いて番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	続いて番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について」は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第43号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査委員の方、説明をお願い申し上げます。
7番 貝塚委員	去る6月2日、私と井坂委員と貝塚委員の3人で、現地を見てまいりました。 函面番号4番をご覧ください。 番号1番は、 の 荘の約450m南東に位置する山林です。 23年前から山林になっており、現況も同様であることから、証明しても差し支えないと考えます。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 番号1番について、ご意見ご質問等ございましたらお願いします。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第43号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたします。

議 長	次に、「議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いいたします。
事務局	利用権設定内容について説明いたします。今回の利用権設定は全体で12件。面積は30,047.18㎡。その内新規は8件で主な作物は水稲・飼料用米・レンコンとなります。再設定は4件。主な作物は水稲・野菜・レンコンとなります。 以上農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると思われます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございましたらお願いします。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第44号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程いたします。
議 長	事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	18ページの農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。 茨城県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が1件。 面積は、10,585㎡です。作物は水稲となります。 以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第45号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に「議案第46号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局説明をお願いします。
事務局	21ページの農用地利用配分計画案をご覧ください。 市長より平成29年5月25日付けで、農用地利用配分計画案の意見を求められています。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が2件、面積は10,585㎡です。

	<p>なお、議案第45号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は、同時施行といたします。</p> <p>これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。以上です。</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。</p> <p>ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第45号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第45号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議案第47号 農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに活動計画の決定について」上程いたします。</p>
議 長	<p>事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>内容についてご説明いたします。(議案書内容説明朗読)</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>
9番 栗山委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>栗山委員どうぞ。</p>
9番 栗山委員	<p>あの遊休農地ね、313haある、遊休農地の解消目標面積30haはどのような方法で決めているのですか。</p>
議 長	<p>事務局山本君。</p>
事務局	<p>平成29年度の目標につきましては、農林水産課と調整させていただいた面積としてございます。</p>
議 長	<p>栗山委員。</p>
9番 栗山委員	<p>それと違反転用の問題、個別に是正指導を行うことですが、非常に難しい。私も個別に話はしたんですが、地元だけになかなか大変だという問題もあります。そういう問題をどう解決していくのか。</p>
議 長	<p>高田局長。</p>
事務局	<p>はい、委員の皆様は毎日のように農地パトロールをしていただいております、所有者は顔見知りの方が多いと思います。</p> <p>まずは、地元の委員さんや事務局と行っていただき、その先には会長や会長代理と行っていただき指導を繰り返す流れになると思います。</p>
議 長	<p>他にないようでしたら、採決したいと思います。</p> <p>よろしいですか、議案第47号について、原案のとおり決定することに、賛成</p>

	<p>の方は挙手をお願いします。</p> <p>議 長 全員賛成ですので、「議案第47号 農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに活動計画の決定について」は、原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>議 長 以上で、本日の議案審議は終了しました。</p> <p>議 長 他に事務局からありますか。 農地法第30条利用状況調査について。 議事録署名委員と現地調査員の予定表再配布について。 口頭意見陳述録について。 8月総会終了後の改正法等勉強会について。</p> <p>議 長 以上をもちまして第157回総会を閉会いたします。 長時間にわたる慎重審議ご苦労様でした。</p> <p>(午後3時38分 閉会)</p>
--	--